

お知らせ

記者発表資料

令和6年9月9日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ



中国 BIM/CIM サポート企業・団体を募集します

令和5年度より直轄土木業務・工事がBIM/CIM原則適用となったところですが、受注者の自主的な技術修得や能力向上を目的に、中国地方整備局では、BIM/CIM関係熟達者を「中国BIM/CIMサポート企業・団体」として登録し、必要な時に実践的な支援等のサポート活動を実施して頂ける企業・団体を下記のとおり募集します。

記

■中国 BIM/CIM サポート企業・団体の登録制度について

別紙「中国 BIM/CIM サポート企業・団体 登録・実施要領（令和6年9月）」参照

■募集期間 令和6年9月9日 ～ 令和6年9月24日まで
（初回のみ、以降は随時受付）

■応募方法 別添「中国 BIM/CIM サポート企業・団体 登録実施要領」に示す「登録申請書」を持参または郵送（書留に限る。必着のこと）
もしくはメールにて提出

掲載URL：<https://www.cgr.mlit.go.jp/kikaku/bimcim/index.html>

■提出先

〒730-8530

広島市中区上八丁堀6-30

国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課 基準第二係あて

< 問い合わせ先 >

中国地方整備局 082-221-9231（代表）

企画部 技術管理課 課長 ^{たけ え} 竹江 ^{ひとし} 仁（内線3111）

企画部 技術管理課 課長補佐 ^{とよ た} 豊田 ^{きよ みつ} 清光（内線3317）

別添

中国 BIM/CIM サポート
企業・団体 登録・実施要領

令和6年9月

1. 背景

今後、我が国において生産年齢人口が減少することが予想されている中、建設分野において、生産性向上は避けられない課題である。

国土交通省では、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化、受発注者の生産性向上を目的に、直轄土木業務・工事にBIM/CIMの適用を推進してきた。

しかし、BIM/CIMの経験が少ない企業も依然として多く存在しているのが現状であり、BIM/CIMの取組を加速・浸透させていくことが課題となっている。

2. 本制度の目的

BIM/CIM 原則適用となったことで、受注者が自主的な技術修得や能力向上への取り組みが可能となるように、BIM/CIM 関係熟達者を「中国 BIM/CIM サポート企業・団体」として登録し、必要な時に実践的な支援等が受けられることにより、幅広く一般に導入できる状況を目指し、技術面においてサポートするものである。

3. 「中国 BIM/CIM サポート企業・団体」

(1) 制度概要

BIM/CIM 関係熟達者を「中国 BIM/CIM サポート企業・団体」として、中国地方整備局 i-Construction サポートセンターに登録を行うとともにホームページに掲載・公表する。

BIM/CIM 活用等の支援を必要とする依頼者（測量会社、建設コンサルタント会社、建設会社等。以下「依頼者」という。）は、ホームページに掲載する「中国 BIM/CIM サポート企業・団体登録名簿」のサポート分野等を参照し、条件に合う「中国 BIM/CIM サポート企業・団体」に対し相談や助言、技術的指導を依頼することができる。

(2) 活動内容

活動内容は次のとおりとする。

【1. 初級者向け】

① 「BIM/CIM の基礎知識」

二次元設計との違いや属性情報、詳細度等の基礎知識、活用事例等の紹介

② 「点群データの取得・図化」

点群データの取得方法、点群データの読み込み、モデル作成の助言、技術的指導

- ③ 「3DCAD の基本操作」
取扱いソフト毎の基本操作、作業時の留意点等に関する助言、技術的指導

【2. 中・上級者向け】

- ① 「BIM/CIM の最新情報」
BIM/CIM を活用した最新事例、各ソフトの新たに開発された（開発予定の）機能等の紹介
- ② 「3DCAD ソフトの応用操作」
3DCAD ソフトの応用操作に関する助言、技術的指導
- ③ VR 等への応用
BIM/CIM データをベースに VR（仮想現実）や MR（複合現実）等に応用するための助言、技術的指導

（3）依頼の方法

依頼者は、中国地方整備局が公表している「中国 BIM/CIM サポート企業・団体登録名簿」のサポート分野等を参照し、条件に合うサポート企業・団体に対し、依頼内容を明確に伝え、依頼を行うものとする。

各依頼についての支援の可否は、依頼内容により「中国 BIM/CIM サポート企業・団体」が判断し、依頼者に伝えるものとする。なお、サポートに係る費用は、依頼者と「中国 BIM/CIM サポート企業・団体」で協議し、原則依頼者が負担するものとする。

実施において、不利益等が生じた場合は、依頼者と「中国 BIM/CIM サポート企業・団体」間で解決するものとする。

4. 公募

（1）公募区分（サポート分野）

「中国 BIM/CIM サポート企業・団体」の登録は、3.（2）活動内容に示すサポート分野（初級者、中・上級者向け）の個々の区分、もしくは2区分以上の組み合わせにより行う。

（2）応募資格

登録できる企業・団体は、BIM/CIM 技術に関する専門知識を持ち、4.（1）に示す内容の支援を実施できる者として、以下の条件を満たす者とする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いる者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ④ 業務又は工事（発注機関は問わない）において、過去 5 年以内に完成又は完了した以下に示す実績を有すること。
 - ・ BIM/CIM を活用した業務又は工事における実績（元請又は下請）

(3) 提出資料

「登録申請書（様式-1）」と「実績を確認できる資料（TECRIS・CORINS 又は契約書又は仕様書等の写し）（様式-2）」「活動の実施体制（様式-3）」を 8.「中国地方整備局 i-Construction サポートセンター」事務局まで持参または郵送もしくはメールにて提出すること。

掲載URL：<https://www.cgr.mlit.go.jp/kikaku/bimcim/index.html>

5. 受付及び登録

(1) 公募受付

公募受付は、登録手続きを行う 4 月 20 日、7 月 20 日、10 月 20 日、1 月 20 日を締め切り（ただし、土日・祝日の場合はその翌日とする。）とする。

なお、登録手続き期限を超えて受け付けた場合は、次回の公募受付として取り扱うこととする。

(2) 登録方法

提出された資料は、中国地方整備局 i-Construction サポートセンター事務局で内容の確認を行い、当要領における BIM/CIM 活動実績が確認できた場合は「中国 BIM/CIM サポート企業・団体」として登録する。

(3) 登録通知

応募者に対し、各締切月翌月に登録・非登録の通知を申請書の連絡先へ郵送により行う。非登録の通知を受けた者は、通知のした日の翌日から起算して 5 日（土曜日、日曜日及び休日を含まない）以内に、非登録理由について説明を求めることができる。

(4) 中国地方整備局 HP への掲載

登録された「中国 BIM/CIM サポート企業・団体」は、「中国 BIM/CIM サポート企業・団体登録名簿」にとりまとめ、登録した翌月から、中国地方整備局 HP に掲載

する。(ただし、土日・祝日の場合はその翌日とする。)

掲載URL : <https://www.cgr.mlit.go.jp/kikaku/bimcim/index.html>

(5) 登録期間

登録通知の日から登録解除の申し出があった日までとする。

(6) 登録の変更及び抹消

既登録内容に変更が生じた場合、及び本制度から退会する場合は、速やかに報告しなければならない。手続きは応募受付の手続きに準じるものとする。

登録を受けた BIM/CIM サポート企業・団体について、登録申請時の提出書類に虚偽の記載を行ったことが判明した時、「中国地方整備局 i-Construction サポートセンター」事務局が、BIM/CIM に関する助言、技術的指導が実施できないと判断した時、本要領に基づく活動に非協力的であると判断した時、その他必要と判断した時は、その登録を抹消する場合がある。

6. 実施状況報告

「中国 BIM/CIM サポート企業・団体」は支援実施終了後、「実施報告書」により実施状況のとりまとめを行い、「中国地方整備局 i-Construction サポートセンター」事務局まで報告（「実施報告書」の提出）するものとする。必要に応じて発注者にも報告を行うものとする。

なお、実施報告書については、報告頂いた後、活動実績として、サポート相手が特定出来ないよう配慮を行った上で、中国地方整備局ホームページへ掲載を行うことを原則とするが、掲載を希望しない場合は提出様式にその旨を記載すること。

7. 内容についての質問

本制度の質問は、8. 「中国地方整備局 i-Construction サポートセンター事務局までとする。

8. 「中国地方整備局 i-Construction サポートセンター」事務局

〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30

中国地方整備局 企画部 技術管理課（入札・契約、積算、監督・検査、業務）

電話：082-221-9231

メールアドレス：iconchuugoku@cgr.mlit.go.jp

登 録 申 請 書

令和〇年〇月〇〇日

募集の名称：中国 BIM/CIM サポート企業・団体 登録制度

標記について、登録申請書を提出します。

住 所
商号又は名称
代表者氏名

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎
部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課
電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)
FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス : 〇〇〇〇@〇〇〇. COM

(様式-2)

(用紙A4)

過去の業務・工事等実績

企業・団体名：

業 務 名 称 等	業務・工事名	
	発注機関名	
	受注者名	
	元請・下請	
	最終契約金額	
	履行期限	令和 年 月 ~ 令和 年 月
	受注形態	※コンソーシアム等の場合に構成を記載
業務内容	BIM/CIM を活用していることがわかるよう記述	
TECRIS・CORINS 登録の有無	有り（登録番号を明記）又は無し	

- 注) ・TECRIS・CORINS 登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。
・TECRIS に登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、業務の実績が確認できる書面（業務の実績が確認できる契約書類／業務計画書等）の写しを添付すること。
・記入する発注者名は、当該業務・工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(様式-3)

(用紙A4)

活動の実施体制

サポート可能な項目に「○」

※サポート可能な分野等について記載

サポートの詳細			備考
サポート分野	1. 初級者向け	①: BIM/CIM の基礎知識	
		②: 点群データの取得・図化	
		③: 3DCAD の基本操作	
	2. 中・上級者向け	①: BIM/CIM 最新情報	
		②: 3DCAD ソフトの応用操作	
		③: VR 等への応用	
	3. 取扱ソフト	①: AEC コレクション (Autodesk)	
		②: V-nasClair (川田テクノシステム)	
		③: TREND-CORE (福井コンピュータ)	
		④: 武蔵 (福井コンピュータ)	
		⑤: SiTECH 3D (建設システム)	
		⑥: ①~⑤に当てはまらないソフトウェア名・使用機器名 (ベンダー名)	※ソフトウェア名、使用機器名 (ベンダー名) を記載
	4. その他	その他、サポートに関するキーワード (最大3つ)	